

令和3年度 第1回
大越公民館運営審議会次第

日時 令和3年5月27日(木)
午前9:30～
場所 大越公民館 講堂

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 委員自己紹介
- 4 委員長及び副委員長選出
- 5 あいさつ
委員長

梅澤公民館参与
- 6 議 題
 - (1) 令和3年度大越公民館予算について
 - (2) 令和3年度講座等の事業について
 - (3) 令和3年度大越地区文化祭日程について
 - (4) その他
- 7 閉 会

大越公民館運営審議会委員名簿（令和2・3年度）

氏 名	役 職 名	選 出 区 分	備 考
栗原 秀雄	大越第1区長	学識経験者	新任
竹内 功	大越第2区長	学識経験者	再任
羽鳥 善治	大越第3区長	学識経験者	新任
野中 一男	大越とねの会会長	学識経験者	再任
武正 利次	文化団体代表	学識経験者	再任
松本美由紀	文化団体代表	学識経験者	再任
黒田 茂子	おおごえ薨の会会長	学識経験者	再任
武内知江美	大越小学校校長	学校教育関係	新任
中村 悟	民生委員・児童委員協議会 大越支部会長	家庭教育向上	再任
新井 照男	社会福祉協議会大越支部長	社会教育関係	再任
市川 邦夫	大越地区スポーツ協会会長	社会教育関係	再任
中澤 益子	大越地区愛育班班長	社会教育関係	再任
松保 晶子	大越小学校 PTA 副会長	社会教育関係	新任
増田 高治	子どもふるさと会代表	社会教育関係	再任

令和3年度 大越公民館職員名簿

館 長 (生涯学習課長)	鳥 海 和 彦
参 与	梅 澤 清 眞
主 事	大 谷 美佐子
主 事 補	松 井 敬 子
生涯学習推進員	大 谷 和 弘

令和3年度 大越公民館予算配分表(当初)

10-5-1 02. 家庭の学びと地域の絆推進事業

(単位 円)

区 分		今年度	前年度	比較増減	説 明
7 報償費	1 報償金	5,000	5,000	0	
	・家庭教育学級	5,000	5,000	0	講師謝金

10-5-1 08. 生涯学習きっかけづくり支援事業

区 分		今年度	前年度	比較増減	説 明
7 報償費		150,000	160,000	△ 10,000	
	1 報償金	150,000	150,000	0	
	・講師謝金	150,000	150,000	0	講師謝金
	4 報償品費	0	10,000	△ 10,000	報償品
	・高齢者学級	0	10,000	△ 10,000	
10 需用費		20,000	20,000	0	
	1 消耗品費	20,000	20,000	0	講座用
	・一般講座	10,000	10,000	0	
	・高齢者学級	10,000	10,000	0	
	合 計	170,000	180,000	△ 10,000	

10-5-2 03. 公民館管理運営事業

区 分		今年度	前年度	比較増減	説 明
7 報償費	1 委員等謝金	54,000	54,000	0	
	・公民館運営審議会委員謝金	54,000	54,000	0	
	・公民館運営審議会研修大会	0	0	0	
8 旅費		12,878	55,380	△ 42,502	
	1 費用弁償	12,878	55,380	△ 42,502	職員等
10 需用費		142,800	142,650	150	
	1 消耗品費	34,000	31,000	3,000	事務用品等
	2 燃料費	8,800	10,000	△ 1,200	灯油
	3 食料費	0	1,650	△ 1,650	茶葉代
	6 修繕料	100,000	100,000	0	公民館修繕料
11 役務費		1,000	10,409	△ 9,409	
	1 通信運搬費	1,000	1,000	0	郵便料
	3 手数料	0	9,409	△ 9,409	洗濯機等処分料
12 委託料	2 整枝・剪定・除草	33,000	33,000	0	植木手入れ
	合 計	243,678	295,439	△ 51,761	

10-5-2 04. 地区文化祭振興事業

区 分		今年度	前年度	比較増減	説 明
18 負担金補助及び交付金		95,000	95,000	0	
	・地区文化祭補助金	95,000	95,000	0	

総 計		513,678	575,439	△ 61,761	
-----	--	---------	---------	----------	--

令和3年度 講座等の事業計画及び応募の状況

No.	講座名	回数	定員	申込者数	開催日時	講師等 (敬称略)
1	歴史講座	2回	25人	23人	①11/4(木) 午前A班・午後B班 ②11/8(月)A班 ②11/18(木)B班	梅澤参与 小山市学芸員
2	仏画講座	4回	10人	10人	6/17・24、7/1・8 (各木曜日)	梅澤参与
3	木工(日曜大工)講座	4回	10人	5人	10/8・15・22・29 (各木曜日)	石井 勇
4	篆刻講座	1回	10人	11人	9/6(月)	野中 信義
5	竹細工講座	4回	10人	8人	9/17・9/24 (各金曜日)	八柳 良介
6	① ハワイアンキルト講座	5回	10人	6人	7/5・12・19・26 8/2 (各月曜日)	布花原 静江
	利根ふれあいセミナー (高齢者学級)	8回	—	24人	(別紙のとおり)	埼玉県都市整備部 観光大使 濱孝枝 加須げんきプラザ 伊藤三鶴 他
	子ども対象セミナー	1回	20人		6/20(日曜日) 校庭 ドッジボール *雨天 体育館	大越地区 スポーツ協会他
	親子の広場	2回	—		・子ども夏祭り ・カルタ大会	子どもふるさと会
	家庭教育学級	1回	—		新入学児童保護者対象 10/7(木)	埼玉純真短期大学

※ No.1～6までは一般講座。1番の歴史講座については公民館の最大利用人数制限のためA・Bの二班に分けて実施。

令和3年度 利根ふれあいセミナー事業計画

事業のねらい：健康で目的を持った元気な生活を送るため！

回	日時	学 習 内 容	講師等（敬称略）
1	5月28日 A班午前 B班午後	開講式 「相続ここだけの話」	埼玉県都市整備部
2	6月18日A班 6月25日B班	下総寛一に学ぶ	観光大使 濱孝枝
3	9月24日A班 10月8日B班	ドラム缶ピザを作ろう	加須げんきプラザ 社会教育担当
4	11月11日A班 11月19日B班	みかん狩りハイキング	大越公民館職員
5	12月10日 A班午前 B班午後	閉校式 人権講座「楽しい民話」	伊藤 三鶴

＜留意事項＞

- ①本年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、大越公民館の最大利用人数が19名に制限されているため、A班・B班の二つに分けて実施いたします。班の分け方は申し込み順番で分けさせていただきます。
- ②講座回数は5×2で10講座を実施しますが、内容は重複することになります。
- ③セミナー各講座の具体的日時、内容は開講案内にてお知らせいたします。
- ④各講座の学習内容は予定のため、講師及び派遣機関の都合により内容が変更となる場合もあります。
- ⑤参加については、必ずマスク着用と自宅での検温、手指のアルコール消毒を実施しソーシャルディスタンスでお願いします。
- ⑥みかん狩りバスツアー、ドラム缶ピザ作りについては、生涯学習課より直近の新型コロナウイルス感染症対策会議の結果によりバス、飲食の許可が下りない場合は中止となります。

令和3年度大越地区文化祭の日程(案)について

令和3年度大越地区文化祭の日程(案)につきましては、10月30日(土)
および10月31日(日)開催の提案をいたします。

正式には、大越地区文化祭実行委員会に諮り決定いたします。

(参考)

カレンダー

10 月

令和3年(2021年)

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	・	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

○ 公民館運営審議会委員について

【社会教育法】

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(昭三四法一五八・平一一法八七・一部改正)

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

(昭三一法一六三・平一一法八七・平一三法一〇六・一部改正)

【公民館の設置及び運営に関する基準：文科省告示】

(地域の実情を踏まえた運営)

第7条 公民館の設置者は、社会教育法第29条第1項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

【加須市立公民館運営審議会規則】

(委員長及び副委員長)

第2条 審議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議題に対し表決の必要ある場合には、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決するところによる。

4 公民館の職員は、会議の必要により出席し、発言することができる。

【加須市立公民館条例】

(運営審議会)

第15条 法第29条の規定に基づき、各公民館に公民館運営審議会を置く。

2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

3 委員の定数は15人以内とし、その任期は2年とする。

4 委員に欠員が生じたときは補欠委員を委嘱し、その任期は前任者の残任期間とする。

◇社会教育法第30条第1項による例

■学校教育関係者

- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、各種学校などの現職または元教師、教頭、校長など

■社会教育関係者

- ・青少年関係…ボーイスカウト、ガールスカウト、青少年相談員、青年会議所、子ども会、青少年育成加須市民会議
- ・学校PTA、学校開放関係者
- ・社会教育施設関係…図書館、美術館、青年の家などの施設関係者
- ・体育、レクリエーション関係者
- ・ボランティア…愛育班、食生活改善、国際交流

■家庭教育の向上に資する活動を行う者

- ・現在子育て中の子育てサークルのリーダー
- ・子育て経験を生かしたサポーター（ファミリーサポート）
- ・親からの相談に対応する民生児童委員、主任児童委員など

■学識経験のある者

- ・自治会、老人会、女性団体、医師など、公民館において行う活動に対し、自らの知識と経験により幅広い見地から意見をいただける方